



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 岡本高太郎

1時限目 事案の概要

Xは、年金払い特約付きの生命保険契約の被保険者である夫Aが平成14年10月に死亡したことにより、死亡保険金として一時金および10年間毎年230万円受領する権利を取得し、これに従い同年11月に死亡保険金4,000万円および年金230万円を受領した。Xが当該年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、長崎税務署長から当該年金の額から必要経費を控除した額をXの雑所得の金額と総所得金額に加算することなどを内容とする更正処分をうけた。

本件は、Xが当該年金はみなし相続財産にあたるから、所得税法9条1項15号により所得税を課することはできず、上記加算は許されない旨を主張して、上記更正の一部取消を求めた事案である。原審（福岡高判平19.10.25）が、Xの請求を棄却したため、Xは上告した。

2時限目 判旨

最高裁は、所得税法9条1項柱書きおよび15号の文言から、所得税法9条1項に基づき所得税が課されないこととされる「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、「相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得」つまり取得する経済的価値であり、所得税法9条1項15号の趣旨は、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした。

そのうえで、年金のうち、相続税の課税の対象となる年金受給権の価額は、相続税法上は、将来受給すべき年金総額に残存期間に応じて異なる所定の割合を乗じたものとされているが、これは、将来にわたって受領すべき総額の被相続人死亡時の現在価値であり、この価額と年金総額との差額は現在価値を元本とした場合の運用益であるから、「年金の各支

給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、……所得税の課税対象とならない」とした。そして、本件の年金は、死亡後第1回の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致し、これらはすべて所得税の課税対象とならず、所得税を課することは許されないと判示し、原審を破棄した（「本判決」）。

3時限目 実務の視点

従前より課税実務においては、生命保険金のうち年金により給付される部分について所得税法9条の適用はないものとして課税が行われてきた。本判決は、年金で給付される保険金のうち、相続税法により課税の対象となる価額に相当する部分は所得税法9条により非課税とされ、残りは所得税法により課税の対象となる旨を判示したもので、従来行われてきた課税の一部を違法としたものである。なお、平成22年度税制改正により、相続税法における年金受給権の評価方法が改正されており、今後は相続の時期により、相続税・所得税の対象となる部分の計算方法は、本件判示のものとは異なる可能性がある点は注意を要する。

また、最高裁は、年金に対する源泉徴収についても判示している。生命保険契約等に基づく年金の支払をするものは、当該年金が所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、所得税法208条所定の金額を源泉徴収する義務を負い、年金の受領者は、所得税の申告に際して徴収金額を所得税額から控除し、その全部または一部を還付することもできるとしている。

生命保険会社は年金の支払に際し源泉徴収を行ってきたのだが、この判示からすると保険会社による従前の源泉徴収について保険会社が責任を問われることはないと考えられ、今後も、生命保険会社が年金支払時に源泉徴収を行うべき点について変わりはないと考えられる。